**居宅療養管理指導（薬剤管理）の流れ**

ケアマネジャーなどが高齢者の服薬状況を確認

　　　　　　　　　問題あり

ケアマネジャーから近隣の薬局に「居宅療養管理指導」が

可能かどうか相談

　　　　　　　　　可能

高齢者（家族）と薬局間で訪問の同意

診察時に高齢者（家族）やケアマネジャーから医師に

「居宅療養管理指導」を依頼する。

**医師は院外処方箋発行時に「在宅訪問お願いします」の**

**コメントをつける。**

処方箋を受けた薬局は、調剤した薬を持って高齢者宅を訪問し、薬学的管理及び指導を行う。

薬局は薬剤管理及び指導の結果を報告書として、主治医（病院）へ提出する。